

中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「1」の合計)	1	円	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「22」の合計)	12	円
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)	2		雇用者給与等支給増加額 (3)-(12) (マイナスの場合は0)	13	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		中小連結法人税額控除限度額の計算 (7) ≥ 2.5%の場合において、(11) ≥ 10% 若しくは(8) = (10) > 0のとき又は経営 力向上要件を満たすとき $(13) \times \frac{25}{100}$ 同 上 以 外 の 場 合 $(13) \times \frac{15}{100}$ ((7) < 0.015の場合は0) 中小連結法人税額控除限度額 (14) 又は(15)	14	
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(30)の①)の合計)	4			15	
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の((30)の②)又は(30)の③)の合計)	5			16	
継続雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6			17	
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5)=0の場合は0)	7		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は 別表一の二(三)「2」) 当期税額基準額 $(17) \times \frac{20}{100}$	18	
教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(31)の合計)	8	円	当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	19	
中小連結法人比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(36)の合計)	9		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の③」)	20	
教育訓練費増加額 (8)-(9) (マイナスの場合は0)	10		法人税額の特別控除額 (19)-(20)	21	
教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ (9)=0の場合は0)	11				
各連結法人の比較雇用者給与等支給額の計算					
前連結事業年度又は前事業年度		国内雇用者に対する 給与等の支給額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(22)\text{の前連結事業年度}} \times \text{又は前事業年度の月数}$	比較雇用者給与等支給額 (23) × (24)	
22		23	24	25	
・		円	—	円	
・					
各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		適用年度	前連結事業年度等	前一年連結事業年度等特定期間	
		①	②	③	
連結事業年度等又は事業年度等	26		・	・	
雇用者給与等支給額	27	別表六の二(二十一)付表「1」 円	(23)	円	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	28				
$\frac{\text{適用年度の月数}}{(26)\text{の③}} \times \text{の月数}$	29				
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (28)又は(28)×(29)	30	円	円	円	円
各連結法人の中小連結法人比較教育訓練費の額等の計算					
教育訓練費の額	31				円
連結事業年度又は事業年度		教育訓練費の額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(32)\text{の連結事業年度}} \times \text{又は事業年度の月数}$	改定教育訓練費の額 (33) × (34)	
32		33	34	35	
調整対象年度		円	—	円	
・			—		
・					
・					
計					
中小連結法人比較教育訓練費の額 (35の計) ÷ (調整対象年度数)	36				

別表六の二（二十一）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第2項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「前連結事業年度又は前事業年度22」の月数が6月に満たない場合（当該月数が適用年度（措置法第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度をいいます。以下同じ。）の月数に満たない場合に限り、）には、措置法令第39条の47第6項第2号イ（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）に規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額23」の上段に外書として記載します。この場合において、

「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(22)の前連結事業年度又は前事業年度の月数}}$ ²⁴」中

「(22)の前連結事業年度又は前事業年度の月数」とあるのは「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」と、

「比較雇用者給与等支給額²⁵」中「(23)」とあるのは「((23) × (24) + (23の外書))」として計算します。

3 「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 適用年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等26」の「前連結事業年度等②」の月数とが同じ場合「26」から「30」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。

(2) 「連結事業年度等又は事業年度等26」の「前連結事業年度等②」の月数が適用年度の月数に満たない場合「27」から「30」までの「前連結事業年度等②」の各欄は、記載しません。

(3) 「連結事業年度等又は事業年度等26」の「前連結事業年度等②」の月数が適用年度の月数を超える場合

「26」から「30」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額30」の「前連結事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額28」の「前連結事業年度等②」の金額のうち措置法令第39条の47第13項第2号ロに規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。